

○ふじみ衛生組合議会公印規程

(昭和35年2月13日)
(告示第1号の2)

第1条 ふじみ衛生組合議会(以下「組合議会」という。)の公印は、この規程の定めるところによる。

第2条 公印は次のとおりとする。

- (1) 組合議会印
- (2) 組合議会議長印

第3条 公印のひな形、書体、寸法及び用途は別表第1及び第2による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

第2類 議会（議会公印規程）

別表第1

公 印 名	ひな形	書 体	寸 法	用 途
組 合 議 会 印	い	てん書	方25ミリメートル	組 合 議 会 文 書 一 般 用
組 合 議 会 議 長 印	ろ	同	方21ミリメートル	同

別表第2

い

議 会 之 印	衛 生 組 合	ふ じ み
------------------	------------------	-------------

ろ

議 長 之 印	組 合 議 会	ふ じ み 衛 生
------------------	------------------	-----------------------